

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	八東2地区 (用呂、日田、上南、中南、下南、島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における担い手による集積率は約50%となっている。

本地域の農業の特色としては水稻栽培を中心に白ねぎなどの園芸品目の栽培が盛んな地域である。

日田集落では農事組合法人が設立されて以降、集落内農地において離農者が出た場合には農事組合法人が農地の受け皿となり集積を進めてきた。また近年では隣接の上南集落からの耕作依頼が増えており、現在の農事組合法人の経営面積は30haを超えている。他集落からの耕作依頼も増えているが、今後の規模拡大は難しい状況にある。

用呂集落では他町の認定農業者が水稻栽培を中心に集積を進めている。担い手以外にも、白ねぎを中心とした野菜栽培に取り組んでいる者も複数ある。

島、中南、下南集落においては1件の個人農家が水稻栽培により4ha程度の農地集積を行っている。また、1件の認定農業者が白ねぎ栽培を中心に2.7haの集積を行っている。その他については個人農家がそれぞれ水稻を中心に営農している状況である。集積を進めている水稻栽培農家については高齢であり、今後は規模を縮小していく意向を示しており、新たな担い手の確保が必要である。

地域全体で見ると、担い手による集積が80%近い集落もあるが、担い手のいない地域もあり、新たな担い手の確保が課題となっている。

日本型直接支払制度の活用については、用呂、日田集落が多面的機能支払交付金制度を活用している。また、日田集落が、近隣集落や他地域の集落と広域協定を締結し中山間地域直接支払い制度を活用している。

※地域内における主な栽培品目：水稻67.0ha、飼料用米・飼料用稲7.9ha、果樹5.8ha、野菜・花等15.2ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は水稻栽培を中心として白ネギなどの園芸品目の栽培が盛んに行われている地域である。

今後、農業者の高齢化等により、離農者の増加が見込まれる中、将来の地域農業の在り方を考えると、現在の農事組合法人などの担い手の存在は必要不可欠である。農事組合法人の後継者育成や、認定農業者の経営発展に向けた取組を進めるとともに、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しながら集積を進め、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・日田集落において農地耕作条件改善事業を活用し、圃場畦畔の改修工事を予定している。(R7～R9) ・日田集落内において農地中間管理機構支援対策事業(県補助事業)を活用し果樹園の廃園跡などの耕作放棄地を再生し、担い手への集積に繋げる事業を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。

②他町の認定農業者が減農薬、化学肥料削減に水稻栽培に取り組み環境保全型農業直接支払制度を活用している。

③本地域の担い手において直進アシスト付トラクターなどスマート農業の実践を行っている。

⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。